

議案第 18 号

大津市民生委員の定数を定める条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を
635 人と定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項の条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として本市の消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）第1条に規定する部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項の条例で定める消防署長の資格は、消防吏員として本市の消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第20号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(委員の定数等)」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、委員50人以内で組織する。

第5条第5項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

大津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

大津市青少年問題協議会設置条例（昭和 28 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（委員）

第 3 条 協議会の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第 5 条を削る。

第 4 条中「協議会」の次に「の会議」を加え、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

第 7 条を次のように改める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第1条の規定による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。）第3条第3項の規定により任命された大津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員である者（地方公共団体の議会の議員のうちから任命された委員である者を除く。）は、この条例の施行の日に、改正後の大津市青少年問題協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日における旧法第3条第3項の規定により任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大津市長 越 直 美

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例の一部を改正する条例

大津市社会教育委員定数、任期に関する条例（昭和 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市社会教育委員設置条例

第 1 条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「第 15 条の規定に基いて」を「第 15 条第 1 項の規定に基づき」に改める。

第 2 条に見出しとして「(委員の定数等)」を付し、同条中「25 人」を「20 人」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民

3 前項第 4 号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

第 3 条に見出しとして「(委員の任期)」を付し、同条中「の欠けた時の補欠委員」を「が欠けた場合における補欠の委員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第4条を次のように改める。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成 26 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

平成 26 年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第 1 条 市長及び副市長の平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 3.8 に相当する額を減じた額とする。ただし、市長の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項第 1 号の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とし、市長及び副市長の退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

第 2 条 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和 41 年条例第 39 号）第 3 条第 1 項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）第 3 条第 1 項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和 36 年条例第 17 号）第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその 100 分の 3.8 に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第 3 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 22 号。以下「教育公務員給与条例」という。）第 4 条第 1 項に

掲げる給料表の適用を受ける職員の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における給料月額、給与条例第3条から第5条まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務1時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第2号）第3条又は給与条例第12条（教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、同年5月1日から施行する。

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定に
ついて

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、汚染土壌処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理施設の設置 汚染土壌処理施設の新たな設置又は規則で定める事項の変更をいう。
- (4) 紛争 汚染土壌処理施設の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生じる争いをいう。
- (5) 事業者 汚染土壌処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (6) 関係地域 汚染土壌処理施設の設置に伴い、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第 6 条第 1 項の規定により市長が定める地域をいう。

(7) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

(8) 関係住民の代表者 関係地域の住民で構成される地縁団体の長その他規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、汚染土壌処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、汚染土壌の適正な処理に関する関係住民への啓発に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、汚染土壌処理施設の設置に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、法第22条第1項又は法第23条第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、汚染土壌処理施設の設置に係る計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定める事項を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業計画書には、周辺地域に係る生活環境に及ぼす影響、生活環境の保全のための対策その他規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。

(関係地域の設定等)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、大津市環境影響評価専門委員会の意見を聴いて、関係地域を定めるものとする。

2 市長は、前項の関係地域を設定するに当たって、当該汚染土壌処理施設の設置により本市に隣接する他の市町の住民に対し生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるとき

は、当該市町の長に事業計画書が提出されている旨の通知をするものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業者及び関係住民の代表者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第3項の規定による通知をしたときは、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書及び生活環境保全対策書（以下「事業計画書等」という。）を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業者は、第6条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、第7条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において説明会を開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

- 2 市長は、事業者が正当な理由なく説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。
- 3 事業者は、説明会を開催するほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類を配布し、又は回覧して、事業計画について周知するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(関係住民による意見書の提出)

第10条 事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）までに、市長に当該見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出することができる。

- 2 市長は、意見書の提出があつたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(事業者の見解書の提出)

第11条 事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により見解書を提出したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、当該見解書に記載した内容について周知しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し見解書に記載した内容について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

（意見の調整）

第12条 市長は、関係地域の生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について関係住民と事業者との間の意見の調整を行うことができる。

2 市長は、前項の調整を行うときは、意見書及び見解書に記載された内容に十分配慮しなければならない。

（生活環境保全協定の締結）

第13条 事業者は、汚染土壌処理施設の設置に関し、第10条第1項に規定する意見書の提出期限の翌日から法第22条第1項又は法第23条第1項の規定による許可の申請を行うまでの間に、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定（以下「生活環境保全協定」という。）を関係住民の代表者と締結するよう努めなければならない。

2 関係住民は、生活環境保全協定の締結について協力するよう努めなければならない。

3 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

（事業計画書等及び周知計画書の変更）

第14条 事業者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条、第6条及び第8条から前条までの規定は、事業計画書等の内容を変更しようとする場合（軽微な変更その他規則で定める変更をしようとする場合を除く。）について準用する。この場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）」とあるのは「説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

3 事業者は、周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

らない。

(事業計画の廃止の届出等)

第15条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示し、関係住民の代表者に通知するものとする。

(あっせん)

第16条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第17条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(報告の徴取)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な事項について、事業者に対し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。

(2) 第9条第2項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由なく開催しないとき。

(3) 見解書を正当な理由なく提出しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由な

く行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったとき。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(大津市生活環境の保全と増進に関する条例との関係)

第20条 汚染土壌処理施設については、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）第21条の規定を適用しない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成26年7月1日以後に法第22条第1項又は法第23条第1項の規定による許可の申請をする汚染土壌処理施設について適用する。

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定
について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の生活環境の保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる施設であつて規則で定めるものをいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設の新たな設置又は規則で定める事項の変更をいう。
- (4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生じる争いをいう。
- (5) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。

(6) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。

(7) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

(8) 関係住民の代表者 関係地域の住民で構成される地縁団体の長その他規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるよう、事業者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する関係住民への啓発に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、法第15条第1項の規定による許可の申請その他規則で定める行為（以下「許可申請等の行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定める事項を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業計画書には、当該産業廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の実施計画その他規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査実施計画書」という。）を添付しなければならない。

3 前項の生活環境影響調査について必要な事項は、規則で定める。

(関係地域の設定等)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定

めるものとする。

2 市長は、前項の関係地域を設定するに当たって、当該産業廃棄物処理施設の設置により本市に隣接する他の市町の住民に対し生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該市町の長に事業計画書が提出されている旨の通知をするものとする。

3 市長は、第1項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業者及び関係住民の代表者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第3項の規定による通知をしたときは、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書及び生活環境影響調査実施計画書（以下「事業計画書等」という。）を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業者は、第6条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会（以下「事業計画説明会」という。）の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(事業計画説明会の開催等)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、第7条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において事業計画説明会を開催しなければならない。ただし、関係地域内に事業計画説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく事業計画説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して事業計画説明会を開催するよう求めるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により事業計画説明会を開催するほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類を配布し、又は回覧して、事業計画について周知するよう努めなければならない。

4 事業者は、関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(関係住民による事業計画意見書の提出)

第10条 事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに

事業計画説明会が終了しない場合にあっては、当該事業計画説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、市長に当該見地からの意見書(以下「事業計画意見書」という。)を提出することができる。

2 市長は、事業計画意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(事業者の事業計画見解書の提出)

第11条 事業者は、前条第2項の規定により事業計画意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該事業計画意見書に対する見解を記載した書面(以下「事業計画見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により事業計画見解書を提出したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、当該事業計画見解書に記載した内容について周知しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し事業計画見解書に記載した内容について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(生活環境影響調査の実施)

第12条 事業者は、前条第3項の報告をしたときは、速やかに、生活環境影響調査を実施しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による生活環境影響調査を実施したときは、規則で定めるところにより、当該生活環境影響調査の結果(以下「生活環境影響調査結果」という。)を市長に報告しなければならない。

(生活環境影響調査結果の告示及び縦覧)

第13条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、生活環境影響調査結果を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(生活環境影響調査結果に係る説明会の開催等)

第14条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、前条に規定する縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において生活環境影響調査結果に係る説明会(以下「生活環境影響調査結果説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、関係地域内に生活環境影響調査結果説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく生活環境影響調査結果説明会を開催しないときは、当該事

業者に対し、期限を付して生活環境影響調査結果説明会を開催するよう求めるものとする。

- 3 事業者は、生活環境影響調査結果説明会を開催するほか、関係住民に対し、生活環境影響調査結果の概要を記載した書類を配布し、又は回覧して、生活環境影響調査結果について周知するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、関係住民に対し生活環境影響調査結果について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(関係住民による生活環境影響調査結果意見書の提出)

第15条 生活環境影響調査結果について生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第13条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに生活環境影響調査結果説明会が終了しない場合にあつては、当該生活環境影響調査結果説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）までに、市長に当該見地からの意見書（以下「生活環境影響調査結果意見書」という。）を提出することができる。

- 2 市長は、生活環境影響調査結果意見書の提出があつたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(事業者の生活環境影響調査結果見解書の提出)

第16条 事業者は、前条第2項の規定により生活環境影響調査結果意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該生活環境影響調査結果意見書に対する見解を記載した書面（以下「生活環境影響調査結果見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により生活環境影響調査結果見解書を提出したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、当該生活環境影響調査結果見解書に記載した内容について周知しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し生活環境影響調査結果見解書に記載した内容について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(意見の調整)

第17条 市長は、関係地域の生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について関係住民と事業者との間の意見の調整を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調整を行うときは、事業計画意見書、事業計画見解書、生活環境影響調査結果意見書及び生活環境影響調査結果見解書に記載された内容に十分配慮しなければならない。

(生活環境保全協定の締結)

第18条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に関し、第15条第1項に規定する生活環境影響調査結果意見書の提出期限の翌日から許可申請等の行為を行うまでの間に、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定（以下「生活環境保全協定」という。）を関係住民の代表者と締結するよう努めなければならない。

2 関係住民は、生活環境保全協定の締結について協力するよう努めなければならない。

3 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

（事業計画書等及び周知計画書の変更）

第19条 事業者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条、第6条、第8条から第12条まで及び第14条から前条までの規定は、事業計画書等の内容を変更しようとする場合（軽微な変更その他規則で定める変更（次項において「軽微変更等」という。）をしようとする場合を除く。）について準用する。この場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに事業計画説明会が終了しない場合にあつては、当該事業計画説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）」とあるのは「事業計画説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と、第14条第1項中「前条に規定する縦覧期間内」とあるのは「生活環境影響調査結果を市長に報告した日から30日以内」と、第15条第1項中「第13条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日（同条に規定する縦覧期間満了の日までに生活環境影響調査結果説明会が終了しない場合にあつては、当該生活環境影響調査結果説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）」とあるのは「生活環境影響調査結果説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、軽微変更等を行う事業者に対し、関係住民を対象とした説明会を開催するなど当該変更に関する周知について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 事業者は、周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業計画の廃止の届出等）

第20条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

ない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示し、関係住民の代表者に通知するものとする。

(あっせん)

第21条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第22条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

- 2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(生活環境保全誓約書の提出)

第23条 事業者は、事業者の責めに帰することができない事由により生活環境保全協定を締結することができないとき、又は前条第1項の規定によりあっせんが打ち切られたときは、規則で定めるところにより、生活環境の保全に関する誓約書を市長及び関係住民の代表者に提出しなければならない。

(報告の徴取)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な事項について、事業者に対し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第25条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。
- (2) 第9条第2項又は第14条第2項の規定により市長が開催するよう求めた事業計画説明会又は生活環境影響調査結果説明会を正当な理由なく開催しないとき。

(3) 市長に対し、生活環境影響調査結果の報告をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果の報告をしたとき。

(4) 事業計画見解書又は生活環境影響調査結果見解書を正当な理由なく提出しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったとき。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可申請等の行為を行う産業廃棄物処理施設について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に許可申請等の行為を行う産業廃棄物処理施設のうち、施行日前に第5条第1項に規定する事業計画書に相当する書面が提出されている産業廃棄物処理施設については、なお従前の例による。

議案第26号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年条例第90号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）

第3章 不適正な埋立て等の禁止等（第7条―第9条）

第4章 特定事業の許可等（第10条―第35条）

第5章 特定事業に係る土地所有者等の義務（第36条・第37条）

第6章 保証金の預託（第38条―第40条）

第7章 手数料（第41条）

第8章 雑則（第42条―第46条）

第9章 罰則（第47条―第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、埋立て等に併せて廃棄物が不法投棄される事例が後を絶たない実態に鑑み、埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、もって市民の

生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 事業主（事業活動を自ら行う者又は事業の発注者をいう。以下この号において同じ。）及び事業施行者（事業主との契約により施行を請け負う全ての者をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 土砂等 土、砂、破碎石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(3) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。

(4) 特定事業 埋立て等を行う事業（宅地造成その他の事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が1,000平方メートル以上であるもの

イ 事業区域の面積が1,000平方メートル未満であるもののうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が1,000平方メートル以上となるもの

(イ) 山間部のくぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、1,000立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から2メートル以上の高さまで埋立て等を行うものであって、事業区域の面積が500平方メートルを超えるもの

(5) 小規模埋立て等 事業区域の面積が3,000平方メートル未満である特定事業をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、保有し、又は管理する廃棄物及び土砂等の適正な処理を行うとともに、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する

ものとする。

- 2 建設工事その他の事業を行う事業者は、その事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。
- 3 土砂等の運搬を行う事業者は、土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないようにしなければならない。
- 4 埋立て等を行う事業者は、埋立て等を行うに当たっては、良好な環境の保全及び増進に配慮し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等を行う事業者に対してその所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）を使用させようとするときは、廃棄物の不適正な処理並びに土壌の汚染及び災害が発生するおそれのある埋立て等を行う事業者に対して当該所有地等を使用させることのないようにしなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市内における埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況を把握し、並びに不適正な埋立て等及び廃棄物の不適正な処理を監視する体制を整備するとともに、必要な施策を総合的に推進するものとする。

第2章 埋立て等に使用される土砂等の安全基準

(土壌安全基準)

第6条 市長は、埋立て等に使用される土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「土壌安全基準」という。）を規則で定めるものとする。

第3章 不適正な埋立て等の禁止等

(土壌安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等をし、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を委託し、又は土壌安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはならない。ただし、生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定める埋立て等については、この限りでない。

(土壌安全基準適合検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、埋立て等が現に行われ、又は行われた区域（以下この条において「検査対象区域」という。）において、埋立て等を使用しようとし、又は使用した土砂等及び検査対象区域の土壌の検査を実施することができる。

2 市長は、前項の検査により、土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに、当該土砂等及び検査対象区域の土壌に係る情報を地域住民に提供するものとする。

3 市長は、第1項の検査により、土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立て等をした者に対し、直ちに当該埋立て等を中止し、又は期限を定めて、当該埋立て等を使用した土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは検査対象区域の土壌の汚染の状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、第1項の検査により、土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立て等を委託した者に対し、直ちに当該委託を解除するなどして当該埋立て等をした者をしてその埋立て等を中止させ、又は期限を定めて当該委託した埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 市長は、第1項の検査により、土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立て等の用に供するためその所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、当該埋立て等を使用した土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は検査対象区域の土壌の汚染の状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(埋立て等による崩落等の防止)

第9条 埋立て等を行う事業者は、当該埋立て等を使用した土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 土地所有者等は、前項の措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

第4章 特定事業の許可等

(特定事業の許可)

第10条 特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなけ

なければならない。ただし、特定事業が次に掲げる事業に該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積
- (2) 法令に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち、規則で定めるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等
(事前協議)

第11条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画について市長と協議しなければならない。
(事前周知)

第12条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、地域住民等に対し、特定事業の計画の内容について説明会を開催するなど、当該特定事業の周知に関し必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。
(協定)

第13条 申請予定者は、事業区域の周辺の地域の良い自然環境及び生活環境の保全に係る事項等について、地域住民で構成される地縁団体の長その他規則で定める者と協定を締結するよう努めなければならない。
(土地所有者等の同意)

第14条 申請予定者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、事業区域内の土地所有者等に対し、次条第1項の規定による申請の場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第2項の規定による申請の場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。
(許可の申請)

第15条 第10条の許可を受けようとする者は、第11条の規定による市長との協議を了した日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名

- (2) 特定事業の目的及び種別
 - (3) 事業区域の所在地及び面積
 - (4) 特定事業に使用される土砂等の量
 - (5) 特定事業を行う期間
 - (6) 事業区域の表土の地質の状況
 - (7) 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画
 - (8) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
 - (9) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
 - (10) 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置
 - (11) 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域に排出する水（以下「事業排水」という。）の水質検査を行うために講ずる措置
 - (12) 特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造
 - (13) 事業施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (14) 現場責任者の氏名及び住所
 - (15) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として一時的に土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第11条の規定による市長との協議を了した日から1年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号、第3号、第5号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号に掲げる事項
 - (2) 事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
 - (3) 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに年間の搬入及び搬出の予定量
 - (4) 特定事業の用に供する施設及び土砂等の堆積の構造
 - (5) 特定事業に使用される土砂等の堆積を主な採取場所ごとに区分して行うために必要な措置

(6) その他規則で定める事項

(許可の基準)

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

(1) 事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 第8条第3項から第5項まで、第27条第5項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第33条第1項若しくは第2項、第34条第3項又は第37条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

エ 第34条第1項（第3号及び第4号を除く。）又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）第15条第1項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 第34条第1項（第3号及び第4号を除く。）又は第2項の規定による許可の取消しの処分（カにおいて単に「処分」という。）に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第27条第3項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。カにおいて同じ。）の規定による届出をした者（当該届出がなかったとしたならば当該処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に第27条第3項の規定による届出があった場合において、処分に係る聴聞通知があった日前60日以内に当該届出に係る法人（当該届出がなかったとした

ならば処分を受けることとなった法人として市長が認めたものに限る。)の役員若しくは規則で定める使用人(以下「特定使用人」という。)であった者又は当該届出に係る個人(当該届出がなかったとしたならば処分を受けることとなった者として市長が認めたものに限る。)の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 法人でイに規定する者がその事業活動を支配するもの

サ 個人で特定使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 第14条に規定する土地所有者等の同意を得ていること。

(3) 特定事業が3年以内(小規模埋立て等にあつては、1年以内)に完了するものであること。

(4) 事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定しているものであること。

(5) 事業区域の表土が土壌安全基準に適合するものであること。

(6) 特定事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。

(7) 許可を受けた日から6月以内に特定事業に着手する計画となっていること。

(8) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が講じられていること。

(9) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。

(10) 特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止するために規則で定める必要な措置が講じられていること。

(11) 特定事業が施行されている間において、事業排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。

(12) 特定事業に使用される土砂等の堆積の構造が、事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生がないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(13) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、小規模埋立て等にあつては、この限りでない。

2 市長は、第15条第2項の規定による申請があつた場合において、前項第1号、第2号、第4号及び第6号から第12号まで並びに次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。

(1) 事業区域の表土が土壌安全基準に適合するものであること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認めるときは、この限りでない。

(2) 特定事業に使用される土砂等の堆積を主な採取場所ごとに区分して行うために必要な措置が講じられていること。

(許可の条件)

第17条 市長は、第10条の許可をするに当たり、災害の防止及び良好な環境を保全するため、必要な限度において条件を付することができる。

(変更の許可等)

第18条 第10条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、第15条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、代表者の氏名

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他規則で定める事項

3 第11条から第14条まで及び前2条の規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。

4 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更を行ったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(着手の届出)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、着手する日の前日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の制限)

第20条 許可事業者(第18条第1項の規定により第15条第1項第8号から第11号まで(一時堆積事業にあつては、同項第8号から第11号まで及び同条第2項第5号)に掲げる事項に係る変更の許可を受けた者を含む。)は、当該許可に係る第15条第1項第8号から第11号まで(一時堆積事業にあつては、同項第8号から第11号まで及び同条第2項第5号)に関する措置を講じたときは、規則で定めるところにより、土砂等を搬入する前に、当該措置の状況について市長の検査を受けなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第21条 許可事業者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、規則で定める量ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面を添えて、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

(土砂等管理簿)

第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、土砂等管理簿を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録し、これを保存しなければならない。

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第23条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に着手した日から起算して6月を経過するごとに、その間に使用した土砂等の量を、その6月を経過した日から3週間以内に市長に報告しなければならない。

(土壌検査等の報告)

第24条 許可事業者(小規模埋立て等に係る許可を受けた者を除く。)は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業の事業区域の土壌検査及び事業排水の水質検査を行い、当該検査を実施した日から30日以内にその結果を市長に報告しなければならない。

(標識の掲示)

第25条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を施行している間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定により掲示した標識に記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞

なく、当該変更に係る事項を書き換えなければならない。

- 3 第1項の標識を掲示した者は、第34条第1項若しくは第2項の規定により許可を取り消されたとき、又は当該許可に係る特定事業を廃止し、完了し、若しくは終了したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第26条 許可事業者（小規模埋立て等又は一時堆積事業に係る許可を受けた者を除く。）は、当該許可に係る現場事務所において、当該許可に係る特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第22条に規定する土砂等管理簿を地域住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(特定事業の廃止等)

第27条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業を廃止し、又は休止しようとする日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業を廃止し、又は休止しなければならない。ただし、当該特定事業を休止しようとする場合であって、当該休止しようとする期間が2月未満であるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は休止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 3 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。

- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定事業について、第16条第1項第12号に規定する構造上の基準及び第17条に規定する許可の条件に適合しているかどうかを検査し、適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該基準及び条件に適合するよう必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(特定事業の完了等)

第28条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業が完了する日の

2 月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「廃止又は休止」とあり、及び同条第3項中「廃止」とあるのは、「完了」と読み替えるものとする。

(特定事業の終了等)

第29条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、規則で定めるところにより、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

- 2 第27条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「廃止又は休止」とあり、及び同条第3項中「廃止」とあるのは、「終了」と読み替えるものとする。

(名義貸し等の禁止)

第30条 許可事業者は、自己の名義をもって、他人に特定事業を行わせてはならない。

(地位の承継)

第31条 許可事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合でその全員の同意により承継すべき相続人を選定したときにあっては、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添えて市長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

(改善勧告)

第32条 市長は、許可事業者が第16条第1項第8号から第12号まで（一時堆積事業にあっては、同項第8号から第12号まで及び同条第2項第2号）に規定する許可の基準若しくは第17条に規定する許可の条件に違反していると認めるとき、又は土砂等の崩落、飛散若しくは

流出による災害により、人の生命、身体若しくは財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、当該許可事業者に対し、当該許可の基準及び条件に適合させるため又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第33条 市長は、許可事業者が前条に規定する勧告に従わないとき、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該許可事業者に対し、直ちに、当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第10条又は第18条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第34条 市長は、許可事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、第10条又は第18条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (3) 第10条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る特定事業に着手していないとき。
- (4) 1年以上引き続き特定事業を施行していないとき。
- (5) 第18条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (6) 第20条から第24条までの規定に違反したとき。
- (7) 正当な理由なく第38条第3項の規定による質権設定契約を締結しないとき。

2 市長は、許可事業者又は当該許可に係る特定事業の事業施行者若しくは現場責任者が第16条第1項第1号アからサまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により第10条の許可を取り消した場合において、当該許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、直ちに当該特定事業を中止し、又は期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（関係書類等の保存）

第35条 許可事業者（前条第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた者を含む。）は、当該特定事業について第27条第3項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした日（前条第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた者にあつては、当該許可の取消しの日）から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出し、又は作成した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

- 2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。

第5章 特定事業に係る土地所有者等の義務

（特定事業に係る土地所有者等の義務）

第36条 土地所有者等は、第14条（第18条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第15条第1項各号に掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては同条第2項各号に掲げる事項を、それぞれ確認しなければならない。

- 2 第14条の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が施行されている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施行の状況を把握しなければならない。
- 3 第14条の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う許可事業者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令)

第37条 市長は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業に係る第14条の同意をした土地所有者等に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第6章 保証金の預託

(保証金の預託)

第38条 許可事業者は、第10条の許可を受けた日から30日以内に、特定事業の適正な施行を保証し、並びに事業区域及びその周辺の地域における災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全等を保証するため、市長と協議して定めた金融機関に、保証金を定期預金により預け入れなければならない。

2 保証金の額は、特定事業に使用する土砂等（一時堆積事業にあつては、年間の搬入予定量）1立方メートルにつき400円として算定した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定により保証金を預け入れた者は、当該預け入れた保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 前3項の規定は、特定事業に使用する土砂等の量（一時堆積事業にあつては、年間の搬入予定量）を増加しようとする場合について準用する。この場合において、第1項中「許可事業者」とあるのは「第18条第1項の許可を受けた者」と、「第10条の許可」とあるのは「当該許可」と読み替えるものとする。

(保証金の使途)

第39条 保証金は、許可事業者が当該許可に係る特定事業を適正に行わないことにより、事業区域及びその周辺の地域において災害が発生するおそれがあるにもかかわらずその対策を講じないとき、又は自然環境、生活環境等の悪化が明らかであるにもかかわらずその対策を講じないときに、市が実施する当該災害の発生の防止、環境の保全等のための措置に要する経費に充てるものとする。

(質権設定契約の解除)

第40条 市長は、第27条第5項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、第16条第1項第12号に規定する構造上の基準及び第17条に規定する許可の条件に適合していると認めるとき（特定事業を休止する場合を除く。）

その他市長が保証金を充当するため質権を実行する必要がないと認めるときは、第38条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第41条 第10条又は第18条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第10条の許可の申請 1件につき 132,000円（小規模埋立て等にあつては、90,000円）

(2) 第18条第1項の許可の申請 1件につき 118,000円（小規模埋立て等にあつては、76,000円）

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8章 雑則

(協力要請)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その業務に関して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者の事務所若しくは事業区域の土地その他その業務を行う場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り事業区域の土、砂、破砕石その他の物質を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第45条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名

称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに違反の事実を公表することができる。

(1) 第8条第3項から第5項まで、第27条第5項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第33条第1項若しくは第2項、第34条第3項又は第37条の規定による命令に違反した者

(2) 第10条又は第18条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（委任）

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

（罰則）

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第3項若しくは第4項、第33条第2項又は第34条第3項の規定による命令に違反した者

(2) 第10条又は第18条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第48条 第8条第5項、第27条第5項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第33条第1項又は第37条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条又は第24条の規定に違反した者又は虚偽の報告をした者

(2) 第43条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(3) 第44条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項又は第27条第3項（第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (2) 第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定事業に着手した者
- (3) 第20条の規定による検査を受けずに土砂等の搬入を行った者
- (4) 第21条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし、若しくは虚偽の添付書面を提出して土砂等の搬入を行った者
- (5) 第22条の規定に違反した者
- (6) 第25条第1項の規定に違反した者
- (7) 第31条第2項の規定に違反した者

(両罰規定)

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の許可を受けた埋立て等並びに旧条例第7条及び第10条第2項の申請書を受理された埋立て等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に小規模埋立て等（改正後の大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第10条各号に該当する埋立て等を除く。次項において同じ。）を行っている者（次項において「経過措置対象者」という。）は、施行日から起算して6月を経過するまでの間（以下「経過措置期間」という。）は、新条例第10条の許可を受けないで当該小規模埋立て等を行うことができる。その者が経過措置期間内に新条例第15条第1項又は第2項の申請書を提出した場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。
- 4 経過措置対象者が、前項の規定により経過措置期間にこの条例の施行の際現に行っている小規模埋立て等について新条例第15条第1項又は第2項の申請書を提出し、新条例第10条の許可を受けようとする場合にあっては、新条例第11条から第13条まで及び第16条第1項第4号の規定は適用しない。

- 5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる埋立て等に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 27 号

大津市水泳場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市水泳場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大津市水泳場の設置及び管理に関する条例（昭和 9 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を
次のように改正する。

本則中「同項第 2 号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（大津市教育キャンプ場条例の一部改正）

- 2 大津市教育キャンプ場条例（昭和 49 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第 1 号中「教育
委員会規則」を「規則」に改め、同項第 4 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（大津市市民プール条例の一部改正）

- 3 大津市市民プール条例（昭和 50 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 11 条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条第 4 号及び第 13 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（大津市大谷乗馬場条例の一部改正）

- 4 大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号及び第11条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第12条第4号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（大津市民体育館条例の一部改正）
- 5 大津市民体育館条例（昭和54年条例第24号）の一部を次のように改正する。
第3条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第5条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（大津市市民格技場条例の一部改正）
- 6 大津市市民格技場条例（昭和61年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（大津市市民運動広場条例の一部改正）
- 7 大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第4条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（大津市立野外活動施設条例の一部改正）
- 8 大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項第1号及び第11条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第12条第4号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。
（大津市教育キャンプ場条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第2項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした使用の許可その他の行為でその効力を有するもの又は施行日前に改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている使用の許可の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした使用の許可その他の行為又は市長に対してされた

使用の許可の申請その他の行為とみなす。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

10 大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市協働提案事業審査委員会の項の次に次のように加える。

大津市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	15人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、スポーツ関係団体から選出された者、関係事業者から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
--------------	---	-------	--

別表教育委員会の部大津市スポーツ推進審議会の項を削る。

(大津市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

11 前項の規定による改正前の大津市附属機関設置条例の規定による大津市スポーツ推進審議会及びその委員は、同項の規定による改正後の大津市附属機関設置条例の規定による大津市スポーツ推進審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(委任)

12 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大津市長 越 直 美

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例（昭和 48 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ スポーツに関すること。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1, 336」を「1, 371」に改め、同項第2号中「633」を「639」に改め、同項第5号中「14」を「16」に改め、同項第8号中「412」を「367」に改め、同項第11号中「327」を「329」に改め、同条第2項中「110人」を「135人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 31 号

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 5 条第 2 項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第 10 条第 2 項第 1 号中「相当する額」の次に「（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を加え、同項第 3 号中「前 2 号に定める額」の次に「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が

55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を加える。

第21条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の期における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第3第2項イの表7級の項を次のように改める。

7 級	(1) 次長の職務 (2) 薬剤長又は技師長の職務
-----	------------------------------

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「同一の給料表」を「医療職給料表(1)」に改め、「（平成21年12月1日において次に掲げる職員以外の職員である者にあつては、当該減額される前の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を削り、同項各号を削る。

附則第8項及び第9項中「給料表」を「医療職給料表(1)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日後1年間において行われる第1条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

3 新条例第21条第1項の規定にかかわらず、平成26年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。